

# 札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）素案に対するご意見の概要と札幌市の考え方について

## 1 実施期間

平成24年12月27日（木）～平成25年1月25日（金）【30日間】

## 2 意見募集方法

持参・送付・ファックス・電子メール

## 3 資料の配布及び閲覧場所

危機管理対策室・市政刊行物コーナー・各区役所・各まちづくりセンター・札幌市ホームページ

## 4 寄せられた意見

### (1) 意見の提出者数

個人 4名 団体 1団体

### (2) 意見の件数

53件

### (3) 意見を踏まえ素案を修正する件数

6件

### (4) 意見の概要と札幌市の考え方

別添のとおり

#### ※意見の内訳

・素案全体	5件	・被害想定	3件
・複合災害	1件	・防災関係機関の業務	2件
・情報収集及び伝達	11件	・広域的な応援協力	1件
・防護対策	4件	・社会的混乱の防止	1件
・飲食物の摂取制限等	1件	・避難所	2件
・原子力防災知識の普及と啓発	1件	・防災訓練	1件
・用語説明	3件	・飼養動物及びペット対策	1件
・文言修正等	13件	・その他の意見等	3件

## 5 その他

このたびのご意見を踏まえて、計画素案の一部を修正しますが、本修正のほか、平成25年2月27日の原子力規制委員会による「原子力災害対策指針」の改定等に伴う所要の修正を加えたうえで、平成25年3月21日開催の札幌市防災会議に提案いたしますので、ご了承願います。

担当：札幌市危機管理対策室原子力災害対策担当 TEL211-3062

市政等資料番号  
01-N02-12-1696

## 意見の概要と札幌市の考え方

### 1 素案全体に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
1	-	福島原子力発電所事故はまだ終わっておらず、決して「想定外」ではなかった。政府事故調と民間事故調を参照程度とし、『国会事故調報告書』の提言に準拠して、実施・運用されるようお願いする。	本計画素案は、『国会事故調 報告書』等の各事故調査結果が考慮されている原子力防災対策指針(原子力規制委員会決定)等を踏まえ、作成したものであります。
2	-	福島第一原発事故の教訓を生かしていただきたい。	
3	-	「計画」と呼ぶ内容ではなく、「指針」や「心得」のほうが適していると思う。	本計画は、災害対策基本法に定める地域防災計画として位置付けているものであります。
4	第1章第2節	第1章第2節1の文中において、北海道の地域防災計画に基づいているとあるが、そう言えるかどうかは現時点では不明である。	札幌市は、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)において、原子力防災に関する計画策定が義務付けられてはいないものの、本計画は、災害対策基本法に定める地域防災計画として位置付けているものであります。したがって、計画素案の作成にあたっては、同法に基づき道計画に抵触しないよう、北海道と随時調整したものであります。
5	-	国の防災基本計画よりも遥かに分量の少ない、具体性を欠いた素案がこの時期に出てきたことに驚いている。市は独自の被害想定をする一方で、「国は、…、道は、…、〇〇することとされている」等の表現を使い、国からの指示、道からの要請等を待たなければ、市として動きがとれないかのようなことを記載しており、理解し難い。基本姿勢に一貫性がない。これならば、いっそのこと北海道の計画が出来上がるまで待つほうが無駄がない。札幌市は、原発所在地から遠くない、人口190万人をも擁する大都市なのである。せつかく計画を作るのであれば、もっと「独自の判断」を採り入れる、より積極的に関係町村民と市民を守りにいく素案でもよかったのだと思う。その上でパブリックコメントを求める進め方もあったのではないだろうか。	<p>本計画は、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)では、札幌市は計画策定が義務付けられてはいないものの、先の福島第一原発事故での福島市の災害対応等を踏まえ、策定の必要性があると札幌市防災会議において判断されました。</p> <p>しかし、国の原子力防災行政を担う原子力規制委員会の発足が平成24年9月にずれ込んだこともあり、原子力防災対策の具体的な内容の多くが、いまだ検討途中であります。このような現状のなか、あらかじめ計画を策定しておくことにより、原子力防災の具体的な内容について、国や道の検討結果がまとまり次第、計画等に反映することにより、速やかに対応体制が構築できるといった利点を考慮し、現時点で可能な限り盛り込める項目について、本年度中をめどに計画策定作業を進めているものであります。</p> <p>なお、計画策定後において、国は今後、各種対策に関する検討結果を随時示すこととしておりますので、これに併せて、必要に応じて計画を修正することとなります。</p>

### 2 被害想定に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
6	第1章第5節	第1章第5節の「図 福島第一原発事故後の航空機モニタリングによる空間線量率の分布」について、人間の生活空間でない領域のデータを想定被害に掲げてどうするのか？国の発表であっても、図の差し替えを要求する。	被害想定に活用した、ご指摘の図につきましては、地表1mの高さの空間線量率の分布図でありますので、被害想定として活用する資料としては、適切であると考えております。

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
7	第1章第5節	被害想定は、この計画素案において非常に重要な事柄なので、もっと見やすく、目立たせて書くべきである。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  ■修正内容 第1章第5節の「1.被害想定」の記載について、「1.福島市等の被害状況」に項目修正し、1～11行目（「平成23年3月の～」から「～避難を余儀なくされた。（下図参照）」まで）を当該項目の記載内容とします。また、新たに「2.被害想定」の項目を設け、第1章第5節の「1.被害想定」の12～15行目（「これらの状況や～」から「～汚染規模とする。」まで）を、新たな項目の記載内容とします。あわせて、この修正に伴う所要の字句修正もします。
8	第1章第5節	なぜ、最大被害規模として、泊発電所から約50km以内としたのか根拠が薄い。第1章第4節1に「西風が卓越」と記載されているのである。勘ぐりだが、50kmとすれば、国際スキー場と銀嶺山荘を考慮すればほぼ足りるが、55kmとすると、定山溪温泉街を考慮しなければならなくなる、その手間が面倒だったのか。「1,000m級の稜線が連なっている」から大丈夫というわけでもあるまい。第1章第2節の「1.計画の性格」5行目「不測の事態が発生した場合」をも想定するのであれば、この際、「55km以内」とし、定山溪温泉街の市民等が計画的避難をする場合を想定しておくことを提案したい。平成24年秋の報道では、北海道は、関係町村民の一部に定山溪温泉街のホテルに避難してもらうことを検討中とのことだった。これらの事柄を複合的に検討することで、計画に立体感が出てくる。	最大被害規模として、泊発電所から約50km以内の市域とした理由については、第1章第5節に明記しており、福島第一原発事故時において、原発から約30～50kmに位置する飯館村が受けた放射性物質による汚染規模を踏まえたものであります。

### 3 複合災害に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
9	第1章第5節	雪害時に原発事故・地震が起きた場合、家屋の倒壊や交通遮断により避難どころか、凍死者が続出するかもしれない。外出禁止令も規定すべき。直ちに自主防衛組織の編成活動開始を要すると思うが、その連絡体制はどうするのか。	原子力災害と地震など他の災害が同時に発生した場合については、第1章第5節4に明記しており、本計画と地震災害対策編等とあわせて運用します。なお、ご指摘の自主防災組織の活動については、地震災害対策編によって対応いたします。

### 4 防災関係機関の業務に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
10	第1章第1節	第1章第1節1の文中において、8行目に「防災に関してとるべき措置を定め」とあるが、札幌市が、この計画で、指定地方行政機関等の防災体制の確立について規定することは出来ない。	本計画素案は、災害対策基本法に基づく地域防災計画として位置付けており、同法では、地域防災計画は防災会議において作成するものとされております。指定地方行政機関等は、札幌市防災会議の構成団体でありますので、これらの団体と必要な体制を確立することは可能と認識しております。

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
11	第1章第6節	<p>第1章第6節の表中において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR北海道は「協力」であり、他の機関よりトーンが落ちていないか。</li> <li>・NTTドコモ1社だけが指定公共機関に掲げられているのはなぜか。</li> <li>・日赤札幌市地区本部は医療救護等に関与しないのか。</li> <li>・日本通運1社だけが指定公共機関に掲げられているのはなぜか。</li> <li>・北海道獣医師会が深く関わるとされる項目はこの計画素案には見当たらない(9ページの農水産物、48ページの農林畜水産業?)。</li> <li>・先方とのコミュニケーションは十分なのか。</li> </ul>	<p>第1章第6節に掲げる表の記載内容は、関係団体との調整を経たものであり、記載団体については、本計画を最終的に決定するのが札幌市防災会議であることを踏まえ、同会議の構成団体としております。</p> <p>一方、日本赤十字社札幌市地区本部については、直近の協議により、記載団体を日本赤十字社北海道支部に修正し、記載内容も医療救護に関する事項を追加することといたしました。</p> <p>また、直近の協議により、平成25年3月開催予定の札幌市防災会議において、札幌市防災会議の構成団体にKDDI株式会社が加わる予定のため、あわせて、本計画素案第1章第6節に掲げる表に同社を加えることといたします。</p>

## 5 情報収集及び伝達に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
12	第2章第2節	<p>政府・官僚や事業者北電の発表を鵜呑みにしないこと。福島第一原発事故では、国民にとって重要なことでも隠蔽・矮小化したり発表を遅らせるなどの情報操作を行った前科が数々露見している。原発は核技術そのもの、いまだ決着のついていない「科学的な知見」で成り立っている技術であり、人間の現有知能で制御できる範囲を超えているものである。</p>	<p>収集した情報の分析・整理のための人材育成・確保については、第2章第2節2-(1)により対応いたします。</p>
13	第2章第2節	<p>原発推進側の専門家の言葉に寄り掛かるのは止めること。原発に関して、警鐘を鳴らし続ける人の言葉を採用すること。</p>	<p>専門家の活用体制等については、第2章第2節2-(1)に明記しており、人選等にあたっては、慎重に対応したいと考えております。</p>
14	第2章第2節	<p>「想定外」を極力少なくするために、主要な原発事故(福島・チェルノブイリ等)と核事故事例を調査の上、問題点とその対応措置を関係者間で共有すること。</p>	<p>原子力防災関連情報の収集・蓄積については、第2章第2節2-(2)により対応いたします。</p>
15	第2章第2節	<p>第2章第2節の図中に、原子力規制委員会しか国関係の記載がないのは不相当である。国イコール原子力規制委員会という構造には、法規上もなっていない。また、札幌市消防局が北海道と直接情報のやり取りをするようにも見えるが、問題ないのか。</p>	<p>第2章第2節1-(1)の図につきましては、札幌市を中心とした連携体制を記載したものであり、国の全ての機関も含めた原子力防災の全体像を示すものではありません。また、札幌市消防局については、図中の「札幌市」に含むものであり、「消防機関」は原子力災害に対応する関係消防機関を指すものであります。</p>
16	第2章第2節	<p>第2章第2節1-(4)の北海道地方非常通信協議会とは何か。第1章第6節の表中の北海道総合通信局の記載で足りる。</p>	<p>北海道地方非常通信協議会とは、北海道における非常時の通信の確保と円滑な運用を図ることを目的に、北海道内の官公庁、企業等により構成された団体であり、事務局を北海道総合通信局が所管しているものであります。</p>
17	第2章第6節	<p>客観的「安全」対策と「安心(個人の心理)」は別個のことと理解すること。「直ちに影響はない」などは理解不能な言辞だから、情報を正確に伝え、行動は各人の判断に任せ、行動を制御すべきところは規制すること。</p>	<p>市民への的確な情報伝達体制の整備については、第2章第6節により対応いたします。</p>

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
18	第3章 第3節	国の防災基本計画がそうなのだが、「情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から、」として、情報の伝達ルート(と伝達ツール)が一部の事柄で指定される一方で、随所に「連絡を密にする」という類いの表現が見られる。かえって情報が縦横に錯綜しないか懸念される。	原子力災害時にあつては、北海道をはじめとする各防災関係機関と連絡を密にすることは極めて重要であると認識しており、情報が錯綜し混乱することがないよう、連携を図りたいと考えております。
19	第3章 第3節	道から連絡・通報を受けた事項については、「直ちに全部局に」連絡すべき。担当部局から各部局への指示等は、その後のことでよい。	北海道からの連絡・通報は、泊発電所の事故等の初期段階からなされるものであることを踏まえると、庁内の連絡体制については、状況によっては「直ちに全部局に」連絡する事態が発生することもあり得ますが、一律に対応するのではなく、事故等の状況に応じた体制を構築すべきと考えております。
20	第3章 第10節	札幌市は、災害時広聴活動について、札幌市地域防災計画(原子力災害対策編)の策定にとどまらず、専門相談員派遣窓口への相談員の派遣体制を確立する等、災害発生前から関係諸団体と緊密に連携をとるとともに、災害発生時には札幌市民及び市内事業者に相談窓口の開設等を広く周知するための施策を講じるべきである。	災害によって生じる専門的な問題に対する相談体制の整備につきましては、第3章第10節5に明記しており、災害発生時にあつては、マスコミ等を通じて広く周知したいと考えております。
21	第3章 第10節	札幌市地域防災計画(原子力災害対策編)において、札幌市は、損害賠償の請求等に必要な資料の作成をするにとどまらず、札幌市民及び市内事業者を対象とした専門相談窓口を設置することを明記すべきである。	
22	第2章 第6節	原子力災害対策の会議を公開していただきたい。また、有識者だけでなく住民も参加できるようにしてほしい。	市民への情報伝達については、災害に関する情報だけでなく、対策会議の内容も含め、マスコミなどの報道機関を通じて周知したいと考えております。

## 6 広域的な応援協力に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
23	第2章 第3節 ・ 第3章 第4節	自治体間の各種協定が、国からの指示、道からの要請等を飛び超えて実行され、災害対策全体の秩序をかえって乱さないか。ただし、例えば、札幌市と泊村が何らかの協定を結べば、様々な有益情報を北海道経由よりも迅速に得られる可能性はある。	第2章第3節5及び第3章第4節3に掲げる「応援協定」につきましては、原子力防災対応全体の整合性を図ることを前提に締結するものであります。

## 7 防護対策に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
24	第2章 第4節	屋内退避等に係る判断基準の整備について、国からの指示、国の判断基準に従っていくのか、それとも、市独自の判断を積極的にしていくのか。	屋内退避及び計画的避難に係る判断基準などの具体的な内容については、今後、国の検討結果を踏まえ、別途、策定いたします。
25	第2章 第4節	第2章第4節5-(3)~(5)について、それぞれの施設、機関が「検討」しておけばよいということではないと思う。この部分、計画の記載としては軽くないか。少なくとも、体制、措置について市の基本的な考え方を示した上で、各施設等の独自の判断、裁量を尊重するという姿勢が必要ではないのか。多くが「要援護者」なのである。	
26	第3章 第6節	計画的避難の被害想定として「50km以内」としているのであれば、対象となる地域(人の住処)と対象者は、直ぐに概ね特定することができ、いつ何をどうするか、かなり具体的に記述することが出来る筈である。	
27	第3章 第6節	第3章第6節4-(2)~(4)について、「必要な措置」とは何か。計画の記載として軽くないか。	

## 8 社会的混乱の防止に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
28	第3章 第7節	第3章第7節1の「必要な措置」とは何か。	社会的混乱防止に係る自主避難対策については、その時点での状況に応じて臨機応変に対応し、様々な対策を講じることになるものと考えております。

## 9 飲食物の摂取制限等に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
29	第3章 第8節	福島では山林山間部で空間放射線量の濃度が高く出ている。南区の水源地が放射能汚染された場合(ホットスポット等で)、190万人分水道給水が不可となるが、給水体制はどうするか検討を要する。このような場合に備え、周辺市町村との連携するため、普段から交流を深めていただきたい。	泊発電所において原子力災害が発生した場合は、水質監視体制を強化するとともに、安全性の確保に努めます。

## 10 避難所に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
30	第1章 第5節	第1章第5節3の文中において、「札幌市の避難所」とあるが、「札幌市の地域防災計画という避難所」のことなのか、「札幌市所管の何がしかの施設」なのか「民間施設を含む、札幌市域内に存在する何がしかの施設」なのか不明である。第2章第4節4-(2)及び第2章第7節等と合わせた記載にすべき。	第1章第5節3の避難所に係る記載については、あくまで総則として一般的な記載としており、ご指摘の避難所の定義は、第2章第4節4-(2)及び第2章第7節2に明記したものであります。

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
31	第2章 第7節	避難者の受け入れについて、北海道との連絡調整は十分なのか。「関係町村民の札幌市内ホテルへの避難」の報道は何だったのか、その後どうなっているのか。各町村が各ホテルと直接「協定」を結ぶのか。北海道や札幌市、業界団体等が関与していくのか。	避難者の受け入れの詳細については、現在、北海道が調整を進めており、現時点では明らかにされていない部分が多いことから、今後、詳細が固まり次第、北海道や関係自治体と具体的な内容を協議いたします。

## 11 原子力防災知識の普及と啓発に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
32	第2章 第9節	日本人の特性として、このような計画を作った途端考えることを放棄するクセがあるので、広報誌等で随時適宜、模擬訓練シート《災害時あなたならどうする?》を配布願いたい。	原子力防災に関する普及・啓発については、第2章第9節に明記しており、今後、具体的な内容を検討し、実施いたします。

## 12 防災訓練に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
33	第2章 第11節	原子力災害は被害の程度が目で見ても分からない上、発生した後の気候によって放射性物質の広がり方が大きく変わり、場合によっては、広い地域が被ばくすることも考えられる。したがって、訓練は、これまでより大規模に長期的に行うべきだと思う。	原子力災害に係る防災訓練については、国、北海道、北電、関係自治体等と連携して実施したいと考えております。

## 13 用語説明に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
34	第1章 第5節	第1章第5節2の表中の「PAZ」、「ブルーム」等の専門用語について、巻末に用語解説があることを明示すること。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>■修正内容 用語集を、巻末から巻頭に移し、計画の冒頭部分に掲載いたします。また、「警戒事象」についても、用語集に盛り込むことといたします。</p>
35	第2章 第3節	「特定事象」とは何か。巻末に用語解説があることを明示すること。「警戒事象」にも解説が必要である。	
36	第3章 第10節	SPEEDIとは何か。巻末に用語解説があることを明示すること。	

## 14 飼養動物及びペット対策に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
37	第1章 第5節	積丹町の牛等、飼養動物を「さとらんど」で預かるくらいの姿勢があってもいいのではないかと。ペットの対策がこの計画案にはない。東日本第震災では、飼主を突然失ったペットや飼養動物が被災地をさ迷う姿が報道され、人々の心を痛めている。こういうことへの対策こそ、時間のあるうちに考えておく価値があると思う。このことは、第4章第5節の心の健康にも繋がる。	ペット対策については、避難所対応の一環として位置付けられ、第3章第11節4により地震災害対策編の避難所対応の枠組みを活用することとなります。また、飼養動物の受け入れについては、現時点では北海道や関係自治体からの要請等はありませんが、今後検討される課題と考えております。

## 15 文言修正に関すること

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
38	第1章第1節	第1章第1節1の文中の、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関とは何か。「(14ページ参照)」等の配慮が必要。いきなり硬い用語が並べられると、読む気が萎えてしまう。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  ■修正内容 第1章第1節1の文中8行目「防災関係機関」を、「防災関係機関(第1章第6節参照)」に修正します。
39	第1章第2節	第1章第2節2の別途定める具体的な実施計画等の名称について、計画を基本計画と実施計画に二分するのはよくない。「計画」にぶら下げるのを「要領」、要領にぶら下げるのを「マニュアル」とするなど段階毎に別の名称を使ってわかりやすくしてほしい。	ご指摘の件につきましては、今後の策定にあたり、参考にいたします。
40	第2章	この計画素案の第2章は、むしろ「事後対策」を念頭に書かれている。国の計画には倣っているのかもしれないが、「予防」の語感が社会通念とずれており、工夫すべき。	平成25年1月に、北海道地域防災計画(原子力防災計画編)の「予防計画」が「事前対策」に修正されましたので、あわせて本計画素案も所要の修正をします。
41	第2章第3節	第2章第3節6の文章について、主語・述語・補語の関係がおかしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。
42	第2章第9節	第2章第9節2の文中について、なぜ単なる「防災」とし、「原子力」の文言が入っていないのか。放射線の影響をより強く受ける子どもたちにこそ、正しい知識の普及が必要である。	■修正内容 ①第2章第3節6の文中2行目「連絡先の徹底、」を「連絡及び」に修正します。 ②第2章第9節2の文中1行目「防災」を「原子力防災」に、また、第2章第9節3の文中1行目「防災知識」を「原子力防災に関する知識」に修正します。
43   50	-	その他文言修正等に関すること(8件)	

## 16 その他

No.	章・節	意見の概要	札幌市の考え方
51	-	一昨年の福島第一原発事故の後、福島や周辺地域の農産物の安全性をPRするイベントなどが開かれているが、今も買い控えや風評が見られる。泊原発で事故が起こると北海道も同じ状況になり、日本の食糧事情にも大きな影響を与えかねない。このような原子力災害への対策案が発表されましたが、一番は原子力に変わる再生可能エネルギーの推進と省エネルギー、節電、最終的に泊原発の廃炉であると思う。道や電力会社などと前向きに協議していただければ大変嬉しく思う。	エネルギー施策については、本計画で取り扱う内容ではございませんが、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進、節電に関しては、積極的に取り組みを進めているところでございます。
52	-	阪神大震災やフクシマの原発事故では、ドロボー(ATM含む)など被害報告あり(報道は少なかった)。世の中美談ばかりでない。悪人はいつでもどこにでもいるのだ。	治安の確保については、本計画素案に盛り込んでおりませんが、治安悪化の兆候が見られた場合は、警察などの関係機関と協力し、防犯対策を実施いたします。
53	-	目次について、章と章の間を離すとか、章の字体を変えるとか、見やすくしてほしい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  ■修正内容 章の文字を少し大きくし、章と章の間に1行空白を挿入することにより、少しでも見やすくするよう修正します。